

関西サイクルスポーツセンター キャンプ場施設利用約款

平成 25 年 12 月 1 日

(適用範囲)

第 1 条

当キャンプ場が利用されるお客様との間で締結する施設利用契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当キャンプ場が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項に規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(施設利用の予約と申し込み)

第 2 条

当キャンプ場のキャンプエリアを利用しようとするお客様は、次の事項を関西サイクルスポーツセンターまたは当キャンプ場に申し出て予約していただきます。その時点で施設利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

(1) 責任のある代表者名及び住所、電話番号、団体名

(2) 利用人数

(3) 利用日、到着予定時刻及び泊数

(4) 宿泊利用のコテージ、バンガロー、ジャンボハウスの利用棟数

(5) バーベキューエリアの利用卓数

(6) 利用料金（原則として別表第 1 の基本利用料金による）

(7) 高校生または、18 歳以下で保護者が参加しない場合は該当参加者それぞれの保護者の承諾(承諾書は利用日当日にフロント(受付)に提出)

(8) その他当キャンプ場が必要と認める事項

2 当キャンプエリアを利用しようとするお客様であって、予約のないお客様も、施設に余裕があり、当キャンプ場が利用を認める場合には、予約申し込みがなくても第 7 条における施設利用登録時において施設利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

3 宿泊利用客が、利用中に前項第 3 号の利用日を超えて宿泊利用の継続を申し入れた場合、当キャンプ場は、その申し出がなされた時点で新たな利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

(施設利用契約の成立)

第 3 条

施設利用契約は、当キャンプ場が前条各項の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当キャンプ場が承諾しなかったときはこの限りではありません。

(施設利用の拒否)

第 4 条

当キャンプ場は、次に掲げる場合において、施設利用契約に応じないことがあります。

- (1) 施設利用の申し込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満員（棟、卓）により施設の余裕がないとき。
- (3) 施設利用しようとするお客様が利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
- (4) 施設利用しようとするお客様が、伝染病であると明かに認められるとき。
- (5) 施設利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により施設利用させることが出来ないとき。
- (7) 利用しようとするお客様が、以下の各号の一に該当するとき
 - ①泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合。
 - ②著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合。
 - ③当施設又は当従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (8) 利用しようとするお客様が、以下の各号の一に該当するとき
 - ①施設利用しようとするお客様が、暴力団、暴力団組織、暴力団関係企業、又はその関係者、政治活動
 - ②施設利用しようとするお客様が、暴力団、又は暴力団が事業活動を支配する法人その他の団体構成員である場合。
 - ③施設利用しようとするお客様が法人で、その役員の中に暴力団等（暴力団等反社会勢力）に該当する者がいる場合。

（施設利用するお客様の契約解除権）

第5条

施設利用のお客様は、当キャンプ場に申し出て施設利用契約を解除することができます。

2 当キャンプ場は、施設利用のお客様がその責めに帰すべき事由により契約の全部又は一部を解除した場合は別表第 2—（1）、別表第 2—（2）に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3 当キャンプ場は施設利用のお客様が、連絡をしないで利用当日の午後 7 時になっても到着しないときは、その契約は施設利用のお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。この場合、違約金は全額とします。

（当キャンプ場の契約解除権）

第6条

当キャンプ場は、次に掲げる場合においては、第 7 条における施設利用登録後であっても施設利用契約を解除することがあります。

- (1) 第 4 条 (3) から (8) までに該当することとなったとき。

(2) 当キャンプ場が別に定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2 当キャンプ場が前項の規定に基づいて施設利用契約を解除したときは、その利用料等の料金は返還いたしません。

(施設利用の登録)

第7条

施設利用のお客様は利用日当日、当キャンプ場の受付事務所内フロント（受付）において、次の事項を登録、書類の提出をしていただきます。

(1) 責任のある代表者の氏名及び住所、電話番号、団体名の登録

(2) 利用人数の登録

(3) 出発日の登録

(4) 利用規則確認の登録

(5) その他当センターが必要と認める事項の登録

(6) 高校生または、18歳以下で保護者が参加しない場合は該当参加者それぞれの保護者の承諾書を提出

2 施設利用のお客様が第11条の料金の支払いをクレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを、呈示していただきます。

(施設の利用時間)

第8条

施設利用のお客様が当キャンプ場の施設を利用できる時間は次のとおりとします。ただし連続して利用する場合には、到着日及び出発日をのぞき、終日利用することができません。

(1) 宿泊キャンプによる施設利用・・・15:00から翌9:30まで

(2) 日帰りキャンプによる施設利用・・・10:30から14:00まで

(利用規則の順守)

第9条

施設利用のお客様は当キャンプ場内においては、当キャンプ場が定めて場内に掲示した利用規則にしたがっていただきます。

(営業時間)

第10条

当キャンプ場の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、備え付けパンフレット、各所の掲示、場内放送等でご案内いたします。

(1) 受付事務所フロント（受付）のサービス時間

フロント（受付）サービス・・・7:00から22:00まで

(2) 日帰り利用時間

日帰り利用バーベキュー用かまど・・・10:30から14:00まで

日帰り利用共同炊事場・・・10:30から14:00まで

(3) 宿泊利用時間

チェックイン・・・・・・・・・・15:00 から

チェックアウト・・・・・・・・・・9:30 まで

宿泊バーベキュー用かまど・・・・・・・・15:00 から 20:00 まで

宿泊利用共同炊事場・・・・・・・・・・15:00 から 21:00 まで

温水コインシャワー・・・・・・・・・・15:00 から翌 8:00 まで

2 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を持ってお知らせします。

(料金の支払い)

第 11 条

施設利用のお客様が支払うべき利用料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の利用料金等の支払いは、通貨又は当キャンプ場が認めた、クレジットカード等これに代わり得る方法により第 7 条の利用施設の登録の際、フロント（受付）において行っていただきます。

3 当キャンプ場が施設利用するお客様に施設を提供し、利用が可能になった後、お客様が任意に利用しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

(当キャンプ場の責任)

第 12 条

当キャンプ場は施設利用契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により施設利用するお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当キャンプ場の責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。

2 当キャンプ場の施設内での盗難、破損、人身等の事故に関しては、施設の管理不備による場合のほかは、当キャンプ場は一切その責めを負いません。

(契約した施設の提供が出来ないときの取り扱い)

第 13 条

当キャンプ場は施設利用するお客様に契約した施設を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一条件の他の施設を斡旋するものとします。

2 当キャンプ場は前項の規定にかかわらず他の施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、施設が提供できないことにおいて、天災等、当キャンプ場に帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

(預託物等の取り扱い)

第 14 条

施設利用するお客様の荷物・物品又は現金ならびに貴重品については、当キャンプ場では預託できません。各自で管理してください。ただし、当キャンプ場が了解したときに限ってキャンプ場の空きスペースに荷物を置いておくことは出来ませんが、紛失、盗難、滅失、

毀損等の損害が生じたときは、当キャンプ場は一切その責めを負いません。

(施設利用するお客様の手荷物又は携帯品の保管)

第 15 条

お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当キャンプ場に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは当キャンプ場は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、その指示の中で手荷物又は携帯品を発送する場合は原則着払いになります。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄の警察署に届けるか、当キャンプ場が適切と考える方法により処分します。

(駐車の実責任)

第 16 条

施設利用するお客様が関西サイクルスポーツセンター内に車両を駐車される場合、関西サイクルスポーツセンター及び当キャンプ場は場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。また、駐車中の車の事故(破損、盗難等)について関西サイクルスポーツセンター及び当キャンプ場は一切その責めを負いません。ただし、駐車場の管理に当たり、関西サイクルスポーツセンター及び当キャンプ場の故意又は過失によって損害を与えた場合は、その賠償の責めに任じます。

(お客様の責任)

第 17 条

お客様の故意又は過失により当キャンプ場が損害を被ったときは、当該お客様は当キャンプ場に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1：利用料金等の内訳

宿泊キャンプによる施設利用のお客様が支払うべき総額	利用料金	1 基本利用料金 (コテージ、バンガロー、ジャンボハウス等代金+宿泊料金)
	追加料金	2BBQ かまど及びその他の利用料金 3 燃料代金及び飲食料
日帰りキャンプによる施設利用のお客様が支払うべき総額	利用料金	1 基本利用料金 (キャンプ場利用料金)
	追加料金	2BBQ かまど及びその他の利用料金 3 燃料代金及び飲食料

備考：基本利用料は、パンフレット及び場内に掲示する料金表によります。

別表第 2 違約金申し受け規定

(1) 施設利用

	取り消しの通知を受けた日			
利用契約施設	不利用	当日	10 日前	20 日前
宿泊キャンプ	100%	100%	50%	30%

日帰りキャンプ	100%	100%	50%	30%
---------	------	------	-----	-----

(注)

- 1.%は基本利用料に対する違約金の比率です。
- 2.連泊予約において、すべての利用日を同時に取り消した場合の違約金は、第1日目のみを対象とします。
- 3.日数が短縮した場合、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を収受します。
- 4.団体客の一部について契約の解除があった場合、利用の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における利用棟数の10%(端数がでた場合には切り上げる)にあたる棟数については、違約金はいただきません。

(2) お食事・食材

	不利用	当日	7日前
宿泊キャンプ	100%	100%	100%
日帰りキャンプ	100%	100%	100%

(注) %は飲食材料費に対する違約金の比率です

関西サイクルスポーツセンター キャンプ場施設利用規則

当キャンプ場ではお客様に安全でかつ快適にご利用いただくために、下記のとおり施設利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない場合は、やむを得ずご宿泊又は当キャンプ場内諸施設のご利用をお断りさせていただくこともございます、又、場合によっては損害をご負担いただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 博打及び風紀を乱すような行為、声高放歌や喧騒な行為、その他で他人に嫌悪感を与える行為や迷惑になるような言動はおやめください。
- (2) 施設内の諸設備、諸物品を所定の場所、用途以外にご使用になることはおやめください。又外来者を施設内に引き入れ、諸設備、諸物品などを使用させたりすることはおやめください。
- (3) 直火の取り扱いはBBQかまどか共同炊事場でのみ行ってください。
- (4) スミ・マキの消火はスタッフの指導に従い、また「キャンプ場利用のご案内」や各所の掲示を見て行ってください。
- (5) キャンプファイヤーは当キャンプ場が設置した場所でのみ行ってください。
- (6) 花火・爆竹、スミ・マキ・ガスコンロ等炊事燃料、蚊取り線香、ロウソク、ガス・石油ランプ等火気一切の持込は禁止です。
- (7) 火災の原因となるような行為はおやめください。
- (8) タバコは所定の場所(喫煙コーナー)でのみ喫煙してください。それ以外の場所は当キャンプ場を含む関西サイクルスポーツセンターは禁煙となります。
- (9) コテージ内では付属のIHコンロ以外の火気の使用はおやめください。

(10) バンガロー・ジャンボハウス内での火気の使用はおやめください。

(11) 指定された箇所以外において、AC 電源使用はおやめください。特に指定された箇所であっても 800w以上の電気機器の重複使用はおやめください。

(12) 毛布、備品の貸出・返却は管理棟で受付いたします。毛布は折りたたんでから、備品は洗ってから返却してください。

(13) ゴミ類はスタッフの案内または「キャンプ場利用のご案内」にしたがって、分別廃棄をお願いします。なお食材や生ゴミは放置しますと、カラスや動物によって荒らされる恐れがありますので特に注意し、放置しないようにしてください。また、周辺にゴミを捨てないようにしてください。

(14) コテージ、バンガロー、ジャンボハウスは棟内掲示の使用上の注意をあらかじめご確認ください。

(15) コテージ、バンガローのロフト(2階)はお荷物置場としてご利用ください。

(16) コテージ、バンガロー、ジャンボハウスは靴を脱いでください。土足厳禁です。

(17) ご滞在中の棟からお出かけになられる節には、施錠をご確認ください。また、鍵を紛失された場合には 2,000 円の補償金をいただきます。

(18) バンガロー、ジャンボハウスには水道設備はございません。調理、洗面等は共同炊事場をお願いします。

(19) 関西サイクルスポーツセンター営業終了後は当キャンプ場以外のエリアは警備区域になり警報が鳴り通報されますので、当キャンプ場から許可なく出ないでください。

(20) 当キャンプ場へはペットを連れ込むことは出来ません。

(21) 当キャンプ場ではテント設営はおやめください。なおタープ等をご利用の際は、隣接している棟にご配慮ください。

(22) 車中泊はおやめください。また、当キャンプ場に隣接しているサイクリングコースは施設管理用車両や緊急車両以外は通行できません。

(23) 当キャンプ場は「金剛生駒紀泉国定公園」の地域に指定されていますので動植物の採取や指定箇所以外への侵入はおやめください。

(24) 当キャンプ場では、場内での盗難、破損、人身等の事故に関しては、施設の管理不備による場合のほかは、一切その責めを負いません。ご自身で責任の取れない方を代表者として施設をご利用いただくことはご遠慮ください。